

行政財産使用許可等の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																													
松原高等学校	行政財産の使用許可について、当該行政財産の使用を許可された者から許可内容の変更（自動販売機 1 台の撤去及び公衆電話の撤去）について、口頭で申出があったところ、これを口頭で承認したのみで、行政財産使用許可書第10で定める変更の手続を行っていなかった。 許可内容 <table><tr><th>種別</th><th>許可数量</th><th>目的</th><th>年間使用料</th><th>許可期間</th></tr><tr><td rowspan="3">建物</td><td>81.97㎡</td><td>食堂の営業</td><td>153,340円</td><td rowspan="3">令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで</td></tr><tr><td>(注1) 4台</td><td>自動販売機の 設置</td><td>76,120円</td></tr><tr><td>(注2) 1台</td><td>カード式公衆 電話の設置</td><td>4,070円</td></tr></table> (注1) 自動販売機は令和4年度から変更していた。 (注2) カード式公衆電話は令和5年度から変更していた。 変更後の許可内容 <table><tr><th>種別</th><th>許可数量</th><th>目的</th><th>年間使用料</th><th>許可期間</th></tr><tr><td rowspan="2">建物</td><td>81.97㎡</td><td>食堂の営業</td><td>153,340円</td><td rowspan="2">令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで</td></tr><tr><td>3台</td><td>自動販売機の 設置</td><td>57,090円</td></tr></table>	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	建物	81.97㎡	食堂の営業	153,340円	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで	(注1) 4台	自動販売機の 設置	76,120円	(注2) 1台	カード式公衆 電話の設置	4,070円	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	建物	81.97㎡	食堂の営業	153,340円	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで	3台	自動販売機の 設置	57,090円	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【公有財産事務の手引】 第3章 公有財産の管理事務 第7節 使用許可 第7 使用許可の変更 使用許可を受けた物件の名称、所在場所、構造、数量（面積）、使用期間、使用料及び利用目的を当初の使用許可との同一性を失わせることなく変更する場合をいう。（以下略） 【行政財産使用許可書】 第10 使用者は、物件の修繕その他の管理上必要な行為をし、または許可内容の全部若しくは一部の変更を求めようとするときは、事前に書面で申し出て、知事（又は大阪府公有財産規則第3条により委任を受けた者）（以下「許可者」という。）の承認を受けなければならない。
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間																											
建物	81.97㎡	食堂の営業	153,340円	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで																											
	(注1) 4台	自動販売機の 設置	76,120円																												
	(注2) 1台	カード式公衆 電話の設置	4,070円																												
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間																											
建物	81.97㎡	食堂の営業	153,340円	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで																											
	3台	自動販売機の 設置	57,090円																												
措置の内容																															
検出事項について、当該行政財産の使用を許可された者から、「行政財産使用許可変更申請書」の提出を受け変更手続を行った。 検出事項の原因は、担当者が十分な認識を持っていなかったことにある。 再発防止に向けて、関係職員に対し公有財産台帳への登載について適切に実施するよう周知徹底するとともに、複数の職員で公有財産台帳の登載状況について定期的な確認を行うことによりチェック体制を強化した。 今後は法令等に基づき、適正な事務処理を行う。																															

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和５年10月30日）